

平成19年 6月20日制定
平成19年10月 1日改正
平成21年 9月 1日改正
平成22年 6月 1日改正
平成27年 6月 1日改正
令和3年 1月 1日改正

岐阜県構造計算適合性判定事務処理要綱

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この要綱は、知事が行う建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第6条の3第1項及び第18条第4項に規定する構造計算適合性判定（以下「判定」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 知事は、法、法に基づく命令（告示を含む。）及び条例に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、公正かつ適正に判定を実施するものとする。

(判定を行う対象)

第3条 知事が判定を行う対象（以下「判定対象」という。）は、岐阜県内で判定を必要とするすべての建築物とする。ただし、知事が法第18条の2第1項の規定により指定構造計算適合性判定機関（以下「指定判定機関」という。）に判定を行わせることとした建築物を除く。

第2章 判定の実施方法

(判定申請等の事前届)

第4条 建築物の計画に係る建築主は、法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定申請書又は法第18条第4項に規定する計画通知書（以下「申請書等」という。）を提出する日の概ね7日前に、構造計算適合性判定申請（計画通知）事前届（別記第1号様式）、建築計画概要書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「規則」という。）第3号様式）、構造上の特徴・構造計算の方針が分かる書類及び構造計算適合性判定申請チェックリストを知事に提出するものとする。

2 知事は、前項による構造計算適合性判定申請（計画通知）事前届を受理した場合は、速やかに第3条に規定する判定対象であるかどうかを審査するものとし、同条ただし書に規定する建築物に該当したときは、遅滞なく、届出をした者に判定対象でない旨の通知書（別記第2号様式）を交付するものとする。なお、当該建築物の計画が構造計算適合性判定を要するものであるかどうかを判断することができないときは、当該建築物について法第6条第4項又は第18条第3項に規定する審査をする権限を有する建築主事に照会するものとする。

(申請書等の受理)

第5条 知事は、申請書等の提出があった場合において、次に掲げる事項について確認し、当該各号に該当すると認めるときは、申請書等を受理する。

- 一 申請書等に係る建築物が、第3条に定める判定対象に該当するものであること。
- 二 確認審査等に関する指針（平成19年国土交通省告示第835号。以下「指針」という。）第2第2項に定めるところによる審査

2 知事は、前項の確認により、同項各号に該当しないと認める場合においては、前項の規定により申請書等の提出をした者（以下「申請者等」という。）にその補正を求めるものとする。

(判定の実施方法)

第6条 知事は、前条の規定により申請書等を受理したときは、速やかに次項から第9項までの規定に基づき、判定を実施する。

2 知事は、申請書等をもって、指針第2第3項に定められた規定により、審査を行うものとする。

3 知事は、建築主事又は指定確認検査機関（以下「建築主事等」という。）から規則第1条の4（規則第3条の3第1項又は第8条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定により留意すべき事項が通知された場合は、留意すべき事項に対する回答書（別記第3号様式）により回答するものとする。

4 知事は、申請書等に係る建築物の計画について建築主事等が審査すべき事項の審査を行うに当たって留意すべき事項があると認める場合は、規則第3条の8（規則第8条の2第8項において準用する場合を含む。）の規定による留意すべき事項を、審査における留意すべき事項の通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

5 知事は、審査において、指針第2第4項第5号イ又は口のいずれかに該当する場合は、申請書等の補正又は追加説明書の提出を求める通知書（別記第5号様式）により、その理由を示して、その旨を申請者等に通知するものとする。

6 申請者等は、前項の規定において定めた期限内に申請書等の補正又は追加説明書の提出が困難な場合は、補正期限の延長申請書（別記第6号様式）を、その理由を示して、知事に提出するものとする。

7 知事は、前項の規定において補正期限の延長申請を受理した場合は、再度相当の期限を定め、補正期限の延長通知書（別記第7号様式）を申請者等に交付するものとする。

8 知事は、第5項の規定による通知を行った場合において、申請者等から補正が行われたとき又は追加説明書が提出されたときは、これらの書類を申請書等の一部として審査を行うものとする。

9 知事は、判定を行っている期間中において、申請者等が当該判定に係る建築物の計画を変更しようとするときは、当該判定に係る申請書等の差替え又は訂正は認めないものとする。

(専門的な識見を有する者への意見照会)

第7条 知事は、前条第1項の規定による判定を行うにあたり、法第6条の3第3項又は

第 18 条第 6 項の規定により必要があると認める場合は、構造計算に関して専門的な識見を有する者（以下「専門委員」という。）の意見を聴くものとする。

- 2 前項の場合において、知事は、原則として一の意見照会につき 2 名以上の専門委員の意見を聴くものとする。
- 3 知事は、専門委員の意見の記録を保存するものとする。
- 4 知事は、前項の規定による記録を申請書等の一部として審査を行うものとする。

（申請書等の取り下げ）

第 8 条 申請者等は、法第 6 条の 3 第 4 項又は第 18 条第 7 項の規定による適合判定通知書（以下「適合判定通知書」という。）の交付前に申請書等を取り下げる場合においては、構造計算適合性判定申請書（計画通知書）取下げ届（別記第 8 号様式）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の場合において、知事はその届にかかる判定を中止するものとする。

（判定を受けた計画の変更の申請等）

第 9 条 適合判定通知書の交付を受けた者が、法第 6 条の 3 第 1 項に規定する計画変更構造計算適合性判定申請書又は法第 18 条第 4 項に規定する計画変更通知書を提出する場合には、第 4 条から前条までの規定を準用するものとする。

（照会への回答）

第 10 条 知事は、適合判定通知書を交付した場合において、建築主事等から確認審査の公正かつ適確な実施を確保するため必要があると認めて照会があったときは、遅滞なく、当該照会をした建築主事等に回答するものとする。

附 則

この要綱は、平成 19 年 6 月 20 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第 4 条に定める構造計算適合性判定事前届を提出した建築物に係る判定の依頼については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第 4 条に定める構造計算適合性判定事前届を提出した建築物に係る判定の依頼については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成 22 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年6月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に建築主事等が確認申請書等を受理している建築物に係る判定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。